宮の森カントリー倶楽部 利用約款・利用規則

第一章 利用約款の適用および利用

(利用約款の適用) 1条 宮の森カントリー俱楽部(以下「当俱楽部」という。)を利用される方は、本利用約款ならびに当俱楽部の諸規則 およびIGAゴルフ規則(日本ゴルフ協会)等に従ってご利用いただきます。 (利用の由込み)

10申込み)
 当假寮部は、次により予約の申込みをお受けいたします。
 (1) 当假寮部に電話、または各種WEBサイトから、もしくは直接ご来場のうえ、氏名、人員、連絡先の電話番号、その他当俱寮部が必要と認める事項を明示して、お申込みをしていただきます。
 (2) 予約は平日、土・日・祝日とも3ヶ月前の1日から受付けます。ただし、5租以上のご予約につきましては、6ヶ月前の1日からご相談を乗りますので、お問合せください。
 (3) 当俱寮部のご利用は、144名を基本として2名以上から申し込みを受付付けます。
 (4) 当假寮部では、お1人様でのご予約は受付けておりません。ただし、競技会等で当俱寮部が認めた場合を除き

(利用の成立)

プログラン 美倶楽部においてプレーしようとする方は、事前に予約のうえ、当日フロントにおいて所定の署名カードに当倶楽 部が必要と認める事項を記入のうえ署名してください。これにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引受けするこ

部が要要と認める事項を記入のつえ著名してくたさい。これにより当倶楽部は著名者の施設利用をお引受けすることになります。
なお、予約時間の30分前までに、フロントにて署名のうえ受付をお願いいたします。
(利用の変更・取消し、キャンセル料金)

4条 ご予約の申込み後に、ご予約の全部あるいは一部を変更または取消す場合は、ブレー日の1週間前までにご連絡をお願いいたします。なお、ブレー日の3日前までにブレーされるメンバーのご登録の無い場合にはご予約を解約させていただきます。
ブレー目が日の17、00時以降のご予約セルンセルの担合。まままは2750回(度)は、のキャンセル料料が発生いたしま。

いただきょう。 ブレー日前日の17:00時以降のご予約キャンセルの場合、お1人様2,750円(税込)のキャンセル料が発生いたしま す。また、キャディ付でのご予約キャンセルの場合、キャディキャンセル料として1組6,600円を請求させていただき ます。また、ブレーキャンセルに伴い、コンベパーティおよび商品注文キャンセルについては実費相当額をご請求さ せていただきます。 ご請求はご予約代表者様に一括請求させていただきます。 (無断キャンセルを含む)

第二章 施設の利用

(料金の支払い)

・ 料金はプレー終了後にフロントにおいて、現金または当倶楽部の認めたクレジットカードもしくはクーポン券にて、お 支払いいただきます。

スコ・ローバーであり。 なお、当俱楽部に掲出の料金は1 ラウンドのプレー料金とし、追加プレー等では別途料金をいただきます。 (料金の払戻し)

の私戻し)
当損楽部の判断で、降雪・落雷・暴風雨その他の状況により、プレーを打切った場合には、プレー料金の一部または全額を払戻しいたします。
(1) スタート前の打切りでは、全額を払い戻しいたします。
(2) ハーフターン前のプレー打切りの場合は、グリーンフィおよびカートフィの半額を払戻しいたします。
ただし、当俱楽部がプレー中に、第7条および第8条により、ご利用の継続をお断りした場合、または利用者の組合によりプレーを打切った場合には、全額の料金をお支払いいただきます。

(施設の利用ならびに利用継続の拒絶)

プロガムゥびに中国解除の7年記) 当倶楽部は、次の場合には入場または施設の利用、ならびに利用の継続をお断りさせていただきます。 (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。 (2) 天候、地変、施設の故障その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ、または施設の利用ができないと

- (2)
- ー。 利用しようとする者が公の秩序もしくは善良な風紀に反する行為をする恐れがあるとき、または行為があったと

- き。 1名様によるご利用。ただし、競技会等で当倶楽部が認めた場合を除きます。 偽名、または他人名義でプレーの申込が行われたとき。 当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき。 技術が着しく未熟であり、スローブレー等で他のプレーヤーに迷惑をかけるとき。 ルール・マナーに反し、警告にもかかわらず、その指摘された行為を改めないとき。 指定する休業日。

- 事前の申込みをいただいていないとき。(プレーされる方のお名前をご登録していただいていない場合も含

- 第8条
- む)
 ①1 予約時間の30分相当前に到着いただけないとき。
 ②2 他の利用者または当俱楽部の従業員に危険を招く恐れのあるとき。 (伝染病感染者の疑いがある場合を含む)
 ③3 乳幼児の施設利用。
 ④4 本利用物款に違反したことのある者、もしくは違反したとき。 (無断キャンセルがあった申込者を含む)
 ⑤5 その他の理由により当俱楽部を利用されることが好ましくない事由があるとき。
 (暴力団等の入場および利用の拒絶ならびに利用維統の拒絶)
 §8条 次に該当する者は、当俱楽部への入場または施設の利用、ならびに利用の継続をお断りさせていただきます。
 〔1〕暴力団員もしくはその関係者、または集団的にもしくは常習的に暴力的行為を行う恐れのある者(以下「暴力「同等」という。). 団等」という。)。 前号の事情を知りながら該当者を同伴し、または紹介して施設を利用させた者。

 - 過イン学前を出づいての終日書しません。 当倶楽部が申込みを受理したのちに、申込者、または利用者が暴力団等であることが判明した場合は、該当する申込みを現消しさせていただきます。 当倶楽部に入場もしくは利用を開始したのちに、申込者、または利用者が暴力団等であることが判明した場合
- は、速やかに利用を中止し退場していただきます。 (休業日、開場時間、利用時間) 9条 当倶楽部の休業日と各施設の開場時間および食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時間等は当倶楽部の定めるところ

によります。ただし、臨時的に変更することがあります。 土曜・日曜・祝日・振替休日・国民の休日および1月2日、1月3日を除いた日を平日とします。

- **金銭その他貴重品は、必ずフロントにお預けください。お預けいただかない場合は、当倶楽部は一切の責任を負い** 並がている。ません。
 (1) フロントにお預けの際は、当県楽部所定の封筒に入れ記名、封をして、預り証をお受け取り下さい。
 (2) お預かり品は預かり証の持参者に対して預かり証と引換えにお返しします。
 (3) フリーボックスを使用の際は、「フリーボックス使用約款」によるものといたします。

(携行品・自動車) 11条 携行品等 (ゴルフ関連用品、衣類その他) の損害、および自動車に関する事故、盗難その他の損害については責任を負いかねます。 (ロッカーの使用)

- ガーン(ptm) ロッカーには全銭その他の貴重品はお入れにならないで、施錠のうえ各自の責任において保管してください。ロッカー内の金銭、貴 重品等の盗難については、当俱楽部は一切責任を負いません。 (1) 当俱楽部が緊急と認めた場合には、ロッカーを開帰し点検する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 (2) ロッカーの健(カードホルダー)は、当俱楽部ではお預かりいたしません。
- (別は 当中の難しの一トボルター) は、当時栄命ではお頂かりいたしま・
 (施設等の使用)
 13条 当俱楽部の施設および結約品に対しては、下記の事項をお守りください。
 (1) 目的以外の用途に使用しないこと。
 (2) 他の場所に移動しないこと。

第三章 施設内の禁止事項

(施設内への持込み品)

- 当倶楽部の施設内には、下記の持込はお断りいたします。
 - 動物、鳥類およびその他ペット類。 悪臭を発するもの。 銃砲、刀剣などその他類するもの。

 - (3) 対映は、万明なこくが回放するもの。 (4) 火薬および揮発性油等の発火あるいは引火しやすいもの。 (5) 騒音を発するもの。 (6) その他法令で所持を禁止されたもの。

(施設内での行為の禁止)

- 当俱楽部の施設内では、下記の行為はお断りいたします。 (1) 賭博、あるいはこれに類する行為。 (2) 風紀をみだすような、言動や行為。

 - (2)
 - 後のお客様に迷惑をおよぼすような、言動や行為。 人れ里(ファッションタトゥーを含む)を露出および確認できる服装でのプレー、ならびに入れ里をされている方

 - のご入浴。
 (5) 売品行為および広告物の配布等の行為。
 (6) ブレーヤー以外の方のコース内への立入り。(特に許可する場合は除く)
 (7) コース内における練習ストロークおよびクローズしているグリーン上からのストローク。
 (8) 無許可でのビデオ練画、写真撮影、録音等。
 の政治活動、選挙活動、宗教活動の行為。
 (0) コースおよびクラブハウス内での火気の使用。ただし、喫煙は所定の場所でお願いいたします。煙草の吸いがら等は必ずよく消して灰皿に入れてください。

第四章 プレー時の遵守事項

(プレーヤーの危険防止責任とエチケットの厳守) 第16条 ゴルフ場は時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは日本ゴルフ協会が定めるゴルフ規則に記載され ているエチケットを守り、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

(ブレーの進行について) (ブレーの進行について) 917条 ハーフ2時間15分以内でのプレー進行にご協力下さい。 (素振り)

(系振り) 第18条 素振りはティーマーク内の打席、又は特に指定された場所以外ではなさらないでください。なお、プレーヤー以外 は、みだりにティーグランドに立入らないでください。 (打者の前方には出ないこと)

(打者の前方には出ないこと)
第19条 同ドブレーヤーは危険的止のため打者の前方には絶対に出ないでください。
(先行組、隣接ホールへの打込み)
第20条 先行組への打込みは危険ですから、プレーヤーはルール・エチケット・マナーを守り、セルフブレー時だけでなくキャディマッエアキャディの合図・アドバイス如何にかかわらず、自分の打球の飛船離・方向については適切に判断のうえ、打球してください。なお、キャディやフェアキャディの合図・アドバイスはブレー進行上の参考であります。また、隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのブレーヤーに対して、直ちに発声によって周知させてください。ブレーヤー同士の事故については、ブレーヤー間において解決していただき、当俱楽部では一切の責任を負いません。

(ホールアウト後の退去) 第21条 ホールアウトした場合は直ちにグリーン上から退去し、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進ん でください

(雷が発生した場合) (電か死生した場合) 第22条 常発生に伴うブレー中断の合図(サイレン・無線による一斉連絡)があった場合には、直ちにブレーを中止して、退避 所等安全と思われる場所に退避し、キャディまたは係員の指示に従ってください。また、ブレー再開の指示がある までブレーは決して行わないで下さい。 (乗用カートの取扱い)

第23条 乗用カートでは、「乗用カート利用規則」を遵守してください。 (クラブの確認)

(クラブの確認) 第24条 利用者はスタート前およびブレー終了後、クラブを点検し、本数の有無等を確認してください。クラブの不足および瑕疵等について、当俱楽部は一切の責任を負いません。 (キャディーバッグの引渡し) 第25条 お帰りの際のキャディーバッグの引渡しは、引換え札と引換えにお渡しいたします。

第五章 損害賠償等

(預り証等の紛失)

(預) 証等の約失) 第26条 貴重品預かり証、フリーボックスレシート、バッグ引換え札、カードホルダー (ロッカーキー) 等を紛失した場合は直ちにお申し出ください。なお、紛失による事故・損害等については、当俱楽部は一切の責任を負いません。(約款建作の場合の責任) 第27条 利用者が本利用約款の各条に違反して、第三者に障害等の事故を発生させた場合、または自ら障害等を受けた場合、自風楽部はつの跨書等について一切の賠償等の責任を負いません。その場合は、利用者ご自身の責任において、解決していただきます。 (施設等・指書を与えた場合) 第28条 利用者が放金または選供により、当俱楽部の施設・カート等に相害を与えたり、カートリモコンの破損・紛失をした場合は金30,000円、ロッカーキーの破損・紛失としていただきます。カートリモコンの破損・紛失をした場合は金30,000円、ロッカーキーの破損・紛失とした場合は金30,000円、ロッカーキーの破損・紛失とした場合は金30,000円、ロッカーキの破損・紛失は金10,000円、その他施設・カート等に損害を被った場合、補修に係る実費相談報を請求させていただきます。 (施設により指書あるいは障害を受けた場合) 第29条 通常設置してある施設により、利用者の故意または過失で損害あるいは障害を受けた場合、当俱楽部はその損害等について一切の賠償を負いません。(当俱楽部の相害保険の適用) 第30条 当俱楽部(指生は過失がある場合を除いて、当俱楽部の損害保険は適用いたしません。

第六章 個人情報に関して

(個人情報の取扱いについて) 33条 当限楽部は、ご予約時点にいただいた個人情報およびプレー当日署名カードにご署名いただいたプレーヤーの個人 情報ならびに友の会入会に際していただいた個人情報につきましては、東武ゴルフサービス株式会社(以下「当 社」という)「個人情報保護方針」にしたがって、個人情報の保護を行います。 (個人情報の利用目的)

- 当社(当限楽部)は、法令等の定めにより、お客様からご提供いただく個人情報(ご芳名、ご連絡先住所・電話番号、電子メールアドレス、生年月日、性別、顔写真などの個人を識別できる情報)は以下に記載する利用目的のため に利用いたします。

に利用いたします。
(1) 当社 (当俱楽部) が提供する商品の販売やサービスの提供および友の会サービスの提供とこれらのアフターサービスの実施のため。
(2) 当社 (当俱楽部) の宣伝、イベント、ご優待、サービスなどに関する情報の送付、ご案内を行うため。
(3) 当社 (当俱楽部) が提供する商品の販売やサービスの提供および友の会サービスの提供に係る料金の請求、収納および債権保全のため、信販会社等へのクレジットカード等による支払い手続きを依頼する場合を含みます。り
(4) 各種お問合せ、資料請求等に関する対応のため。
(5) お答様のご意見、ご要望や利用環境などに関する調査を実施して、満足度の向上につながるサービス等の改良・改善を行うため。
(6) 当社 (当俱楽部) が提供する商品の販売やサービスの提供に必要な連絡のため(ご予約内容の変更、緊急時の個別のお問合せ、拾得物のご連絡、宅配業者等への品物の発送を依頼する場合を含みます。)。
(7) 整賞・キンベーン等の当憲、商品・離仏が提供、イベントの企画・運営を行うため。
(8) アンケート依頼、市場調査・顧客動向分析その他、経営・運営上必要な分析を行うためのデータ作成および個人を特定できない統計データ作成および公表、その他調査研究のため。 (9) 上記の利用目的に付帯関連して、当社(当倶楽部)から行う情報提供のため。

第七章 その他

(字急便等の取扱い)

(年記費等の取扱い) 第33条 宅急使等の取扱いについては、物品の受領、保管、発送等を選送業者の指定方法に基づいて便宜をはかるもので、 クラブ等の紛失、損害等の事故が発生した場合において、当俱豪部は一切の責任を負いません。 (服装について) 第34条 服装はマナーやエチケットの基本の一つです。他の利用者に不快感や違和感を与えるような服装は控え、下記をお

- (信義目)

第36条 本約款に定めのない事項については、ゴルフプレーヤーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決するものと いたします。 (改定) 本利用約款は、必要に応じて予告なく改定することがあります。

平成19年 4月1日 制定 平成22年 6月1日 平成23年 2月1日 改定 平成27年 1月1日 改定 平成30年 3月1日 令和元年10月1日 改定

改定

以上